

化学物質規制の見直しについて

(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント)

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

令和3年7月19日
厚生労働省化学物質対策課

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U A ゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループマネージャー

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

職場における化学物質管理を巡る現状認識

(1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」が多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

(3) 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

- 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

検討会における検討結果の内容

- 化学物質規制体系の見直し
(自律的な管理を基軸とする規制への移行)
- 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 特化則等に基づく措置の柔軟化
- がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、



危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、達成のための**手段は限定しない**方式に大きく転換

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

- 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

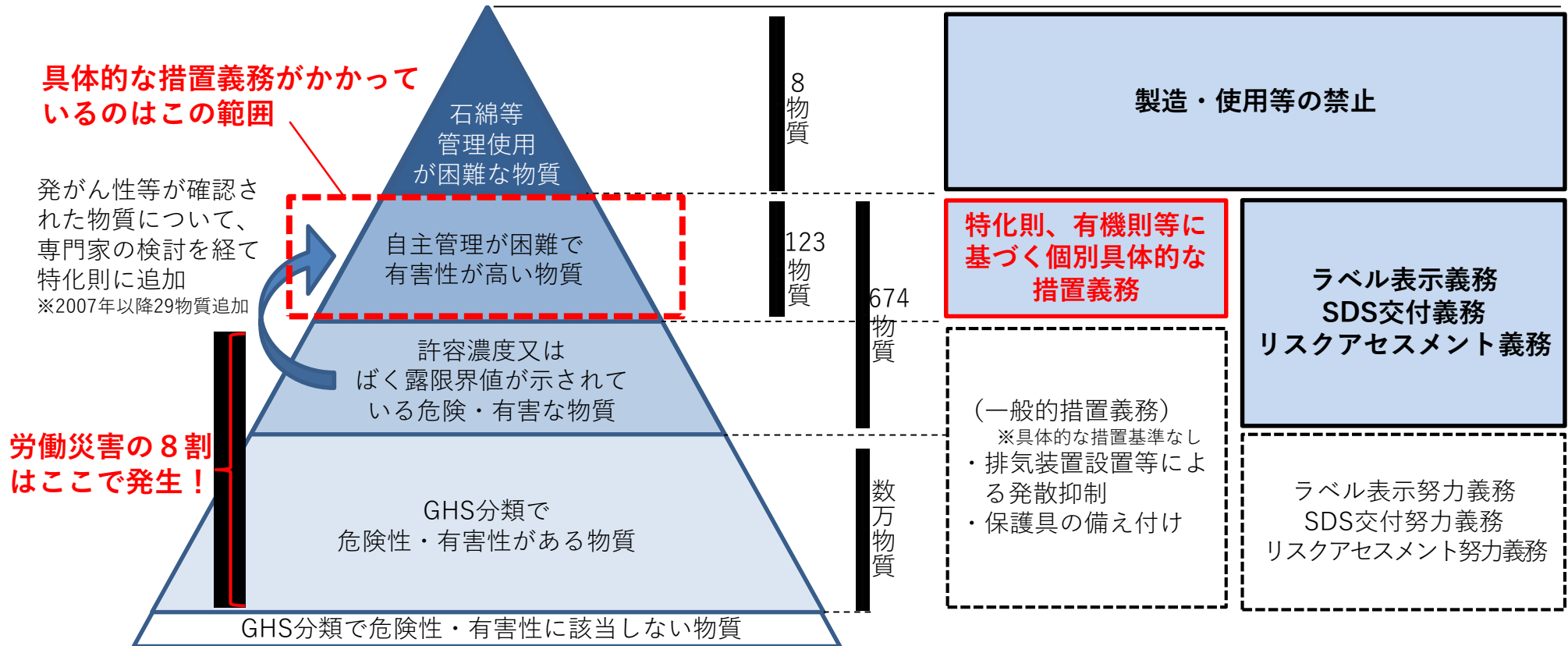
- ・危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・**リスクアセスメント**の実施（製造・使用時）
- ・労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理
 - ※発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認
 - ※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務
- ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

- 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入

- 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途**に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

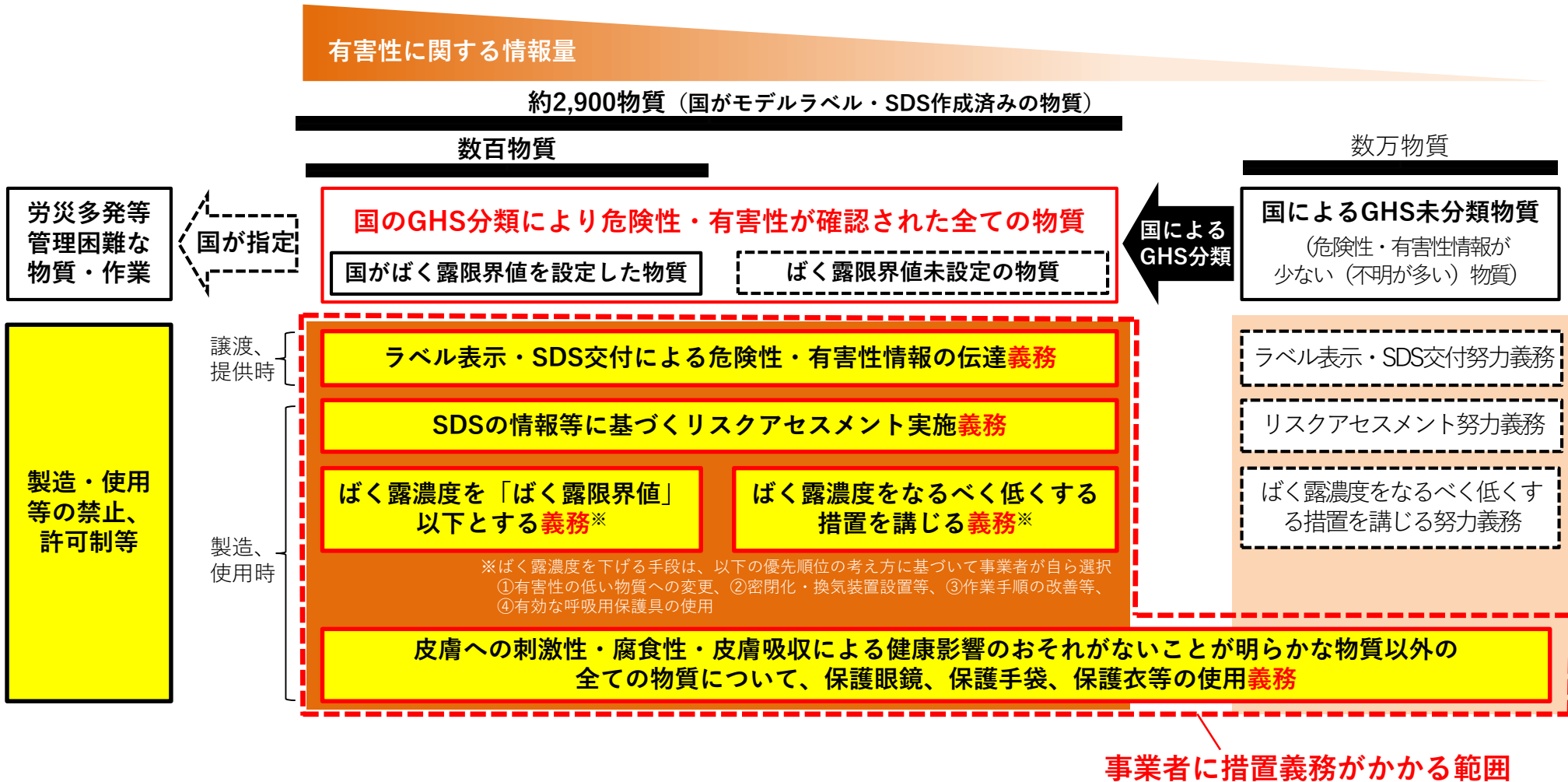
現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認



化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

■ 関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

国によるGHS分類

- ・ 毎年50～100物質程度新規に分類
- ・ 事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・ 分類結果は定期的に更新

モデルラベル・SDSの作成

- ・ 国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・ 分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

GHS分類の分類済み危険有害物の管理

■ 国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け

安衛法規制対象に追加

- ・ 分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・ 令和6年度以降、新規分類した物質を追加

ばく露濃度基準の設定

- ・ 令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・ 令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

自律的な管理の義務付け

- ・ ラベル表示・SDS交付義務
- ・ リスクアセスメント義務
- ・ 労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務
 - ※基準がない場合はなるべく低くする義務
 - ※吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・ 保護眼鏡、保護手袋等の使用義務
 - ※皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

GHS未分類物質の管理

■ 国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

労使等による化学物質管理状況のモニタリング

- 自律管理の実施状況について衛生委員会等により労使で共有、調査審議するとともに、一定期間保存を義務付け
- 労災を発生させた事業場で労働基準監督署長が必要と認めた場合は、外部専門家による確認・指導を義務付け

自律的な管理の実施状況

- リスクアセスメントの手法及び実施結果
- リスクアセスメントに基づく措置の実施状況（化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況や、保護具の選択・使用・管理状況含む）
- 労働者のばく露の状況（作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果等）
- 健康診断の実施状況 ※実施の可否は労使で議論し事業者が決定

労使によるモニタリング

衛生委員会で調査審議（50人以上）
労働者の意見聴取（50人未満）

記録の作成・保存（3年間）

※リスクアセスメントの結果は、次回リスクアセスメントを実施するまでの間
※健康診断結果は5年間（発がん性物質については30年間）

労災発生
監督署が指示

確認・指導

専門家による指導結果を
監督署に報告

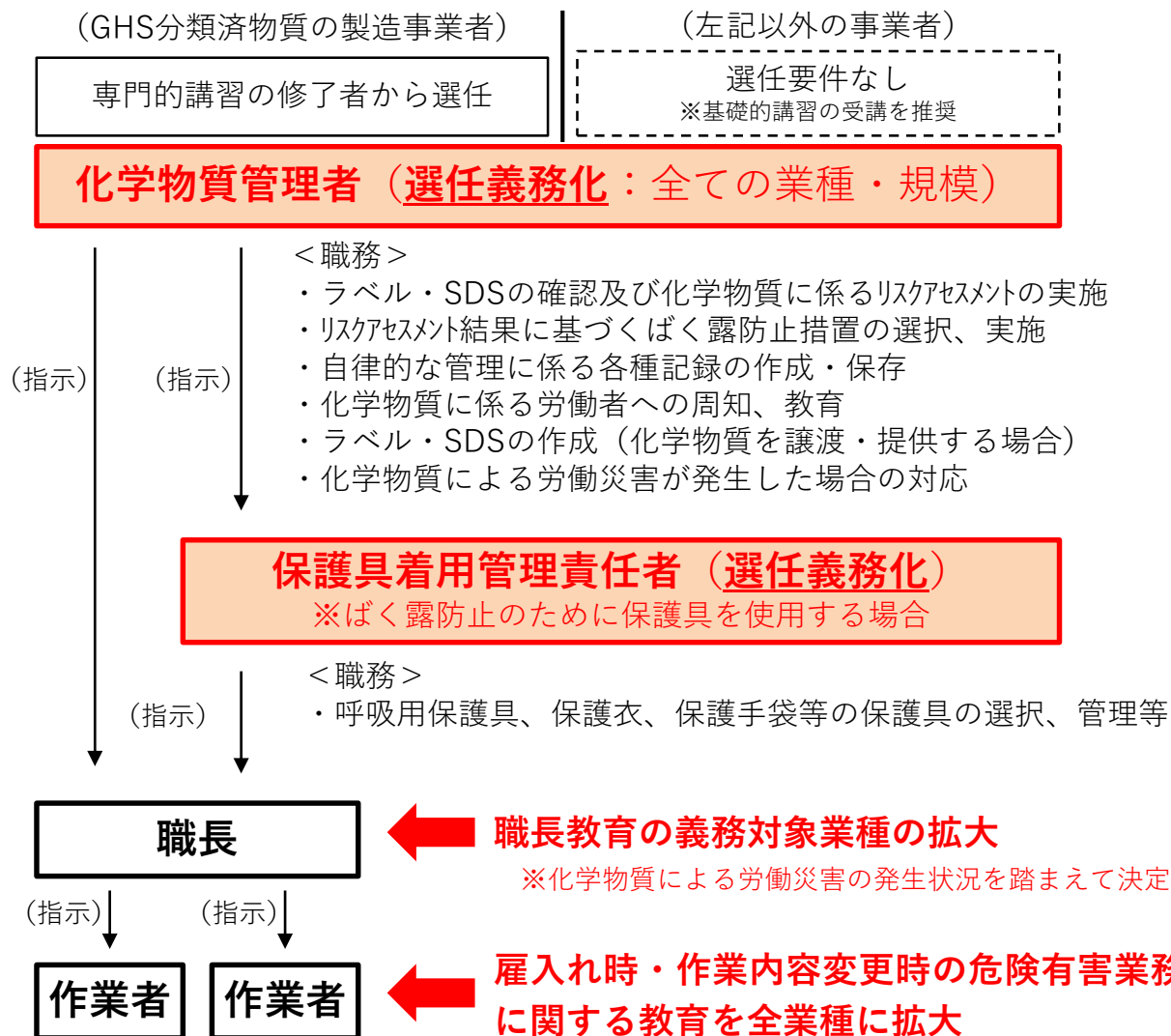
外部専門家

- ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）として5年以上実務経験
- ・ 衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・ オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者
- ・ その他同等以上の知識・経験を有する者

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理の体制



専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

自律的な管理の基本となる化学物質の危険性・有害性情報の伝達を強化するため、以下の見直しを行う

SDS（安全データシート）の記載項目の追加と見直し・SDSの定期的な更新の義務化

< SDS記載義務項目 >

- ・ 名称
- ・ **成分及びその含有量**
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ 人体に及ぼす作用
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ・ **推奨用途と使用上の制限**
- ・ 流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ・ 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
- ・ 危険性又は有害性の要約
- ・ 安定性及び反応性
- ・ 適用される法令

5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務

内容変更がある場合は1年以内にSDSを再交付する義務

この項目に「保護具の種類」の記載を義務化

※「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載

営業上の秘密に該当するときは、その旨を記載の上で省略可とする

※特化則等の適用対象物質は省略不可
※**ばく露限界値**（仮称）が設定されている物質は、**成分名は省略不可**

含有量は10%刻みでの記載方法を改め、重量%の記載を必須化

記載項目を追加

※譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載

SDSの交付方法の拡大

SDSの交付方法（現行）

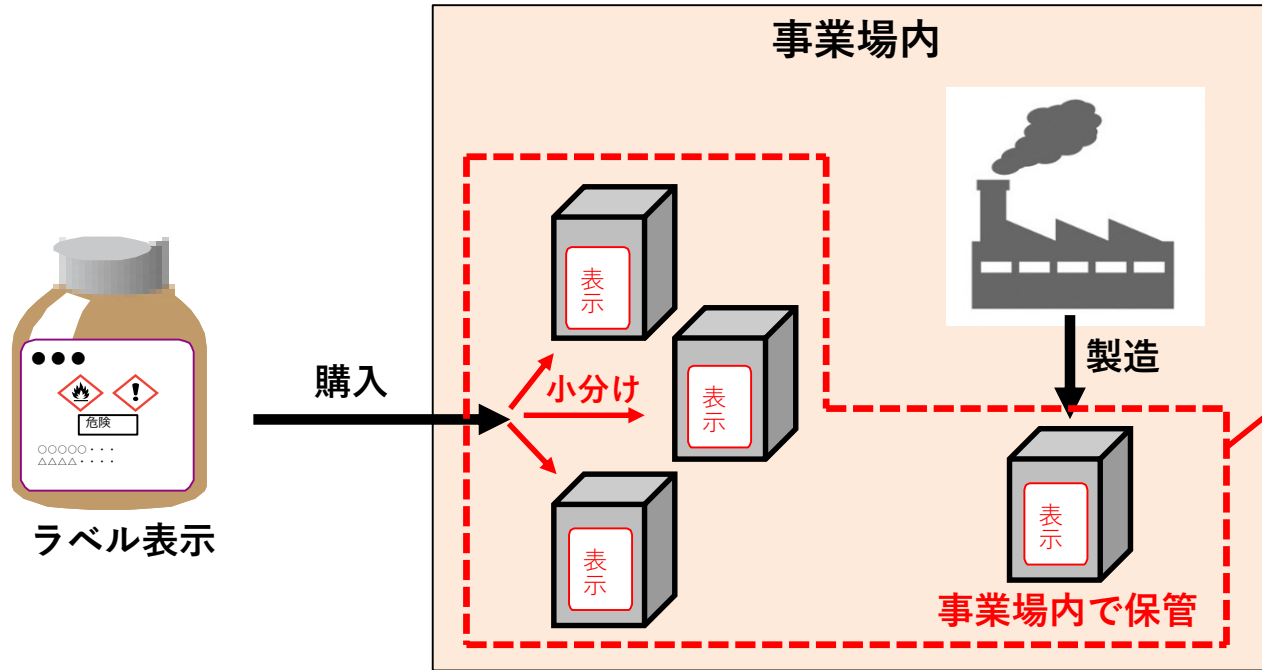
- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

事前に相手の**了承を得なくても以下の方法による交付を可能とする**

- ・ 容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・ 商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化



譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示等により内容物や危険性・有害性情報を伝達することを義務化

- ・ GHS分類済み危険有害物を他の容器に移し替える時
- ・ 自ら製造したGHS分類済み危険有害物を容器に入れて保管する時

設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

- 化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の製造・取扱い設備

特化則等に基づく措置の柔軟化

特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、**1年以内に1回に緩和できる**こととする

基準	実施頻度
以下のいずれも満たす場合 ①当該労働者が作業する単位作業場所の 直近3回の作業環境測定結果が管理区分1 （※四アルキル鉛は除く） ② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない ・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 ③直近の健康診断実施日から、 ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと	次回は 1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）
上記以外	次回は6カ月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

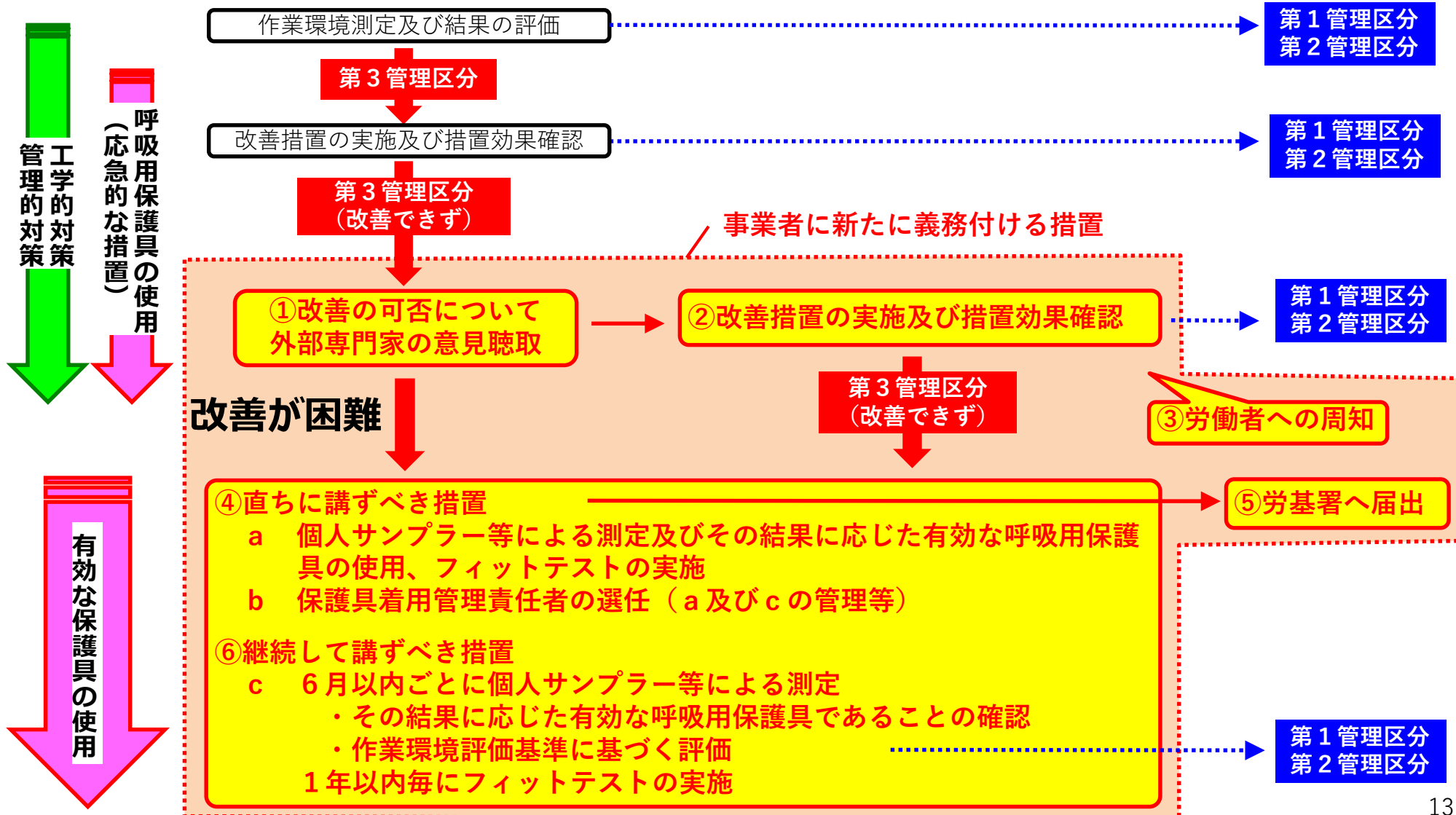
粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

- 特定粉じん発散源に対する措置について、作業環境測定の結果が第一管理区分であるなど、**良好な作業環境を確保・継続的に維持することを前提に、多様な発散抑制措置が選択できる**仕組みとする

特化則等に基づく措置の強化

作業環境測定結果が第3管理区分である事業場に対する措置の強化

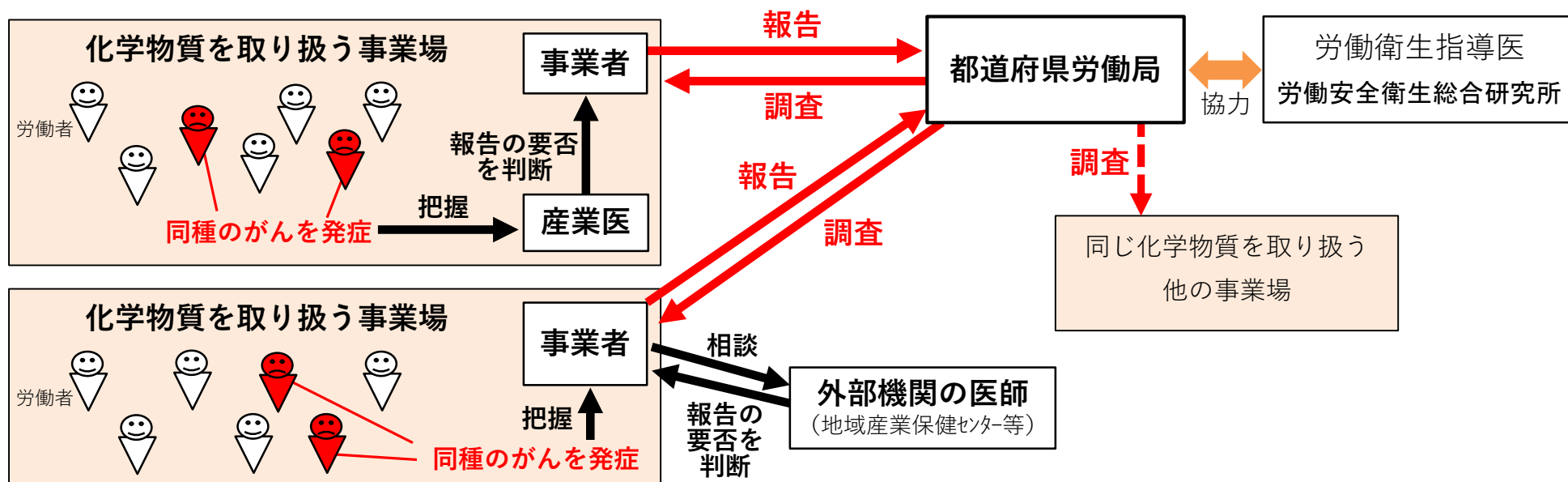
■ 事業者が改善措置を講じても第3管理区分となった場合に、ばく露防止のための措置を新たに義務付け



がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

がん等の遅発性疾病の把握の強化

- 化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認めた場合
又は事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認めた場合は、所轄労働局に報告することを義務づけ



健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

- 30年以上の保存が必要なデータについて、第三者機関（公的機関）による保存する仕組みを検討

